



津市オリジナル交通系ICカード「シルバーエミカ」

令和4年度のポイントチャージは4月25日^月から

問い合わせ 高齢福祉課 ☎229-3156 FAX229-3334 各総合支所市民福祉課(福祉課)

対象 令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)にシルバーエミカの乗車ポイントを利用した人



受付時間 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝・休日を除く)

受付場所 高齢福祉課、各総合支所市民福祉課(福祉課)

※ポイントチャージは、開始後はいつでも受け付けています。また、居住地域に関係なく全ての受付場所でチャージできます。なお、6月以降、出張所などを巡回し、ポイントチャージを行う臨時窓口

の開設を予定しています。巡回の日程など詳しくは広報津5月16日号でお知らせします。

持ち物 本人の氏名が記入されたシルバーエミカチャージについて お手持ちのシルバーエミカに2,000ポイント(1ポイント1円相当)を上限に、令和3年度に使用したポイント数をチャージ
※マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が過ぎている場合はチャージできませんので、有効期限通知書が届いたら、更新手続きを行った後、マイナンバーカードを必ず持参してポイントチャージにお越しください。なお、更新手続きとチャージを同日にする場合は1時間ほど時間がかかりますのでご了承ください。



後期高齢者医療制度

高額介護合算療養費について

問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3285 FAX229-5001

高額介護合算療養費は、8月1日から翌年7月31日の1年間の医療費の自己負担額と、介護サービス費の自己負担額を合算した額が下表の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその差額を支給するものです。後期高齢者医療制度に加入している人で該当する可能性がある人には、三重県後期高齢者医療広域連合から3月下旬に申請書が届きますので、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(福祉課)へ申請してください。今回の計算対象期間は令和2年8月1日～令和3年7月31日です。対

象期間中に他市町村から転入した人や医療保険が変わった人には申請書が届かない場合がありますのでお問い合わせください。また、後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している人は、加入中の医療保険へお問い合わせください。

※医療保険・介護保険の自己負担額は、保険適用内のものに限りま。

※高額療養費・高額介護(予防)サービス費として、すでに払い戻しを受けた分は、自己負担額から差し引きます。

自己負担限度額

自己負担割合	所得区分(基準)	自己負担限度額(年額)
3割	現役Ⅲ(同一世帯に住民税課税所得690万円以上の被保険者がいる場合)	212万円
	現役Ⅱ(同一世帯に住民税課税所得380万円以上690万円未満の被保険者がいる場合)	141万円
	現役Ⅰ(同一世帯に住民税課税所得145万円以上380万円未満の被保険者がいる場合)	67万円
1割	一般(現役Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、区分Ⅰ・Ⅱ以外の人)	56万円
	区分Ⅱ(同一世帯の全員が住民税非課税の場合(区分Ⅰ以外))	31万円
	区分Ⅰ(住民税非課税世帯のうち、世帯員それぞれの所得が0円となる場合(公的年金等控除額は80万円として計算))	19万円

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、広報津に掲載のイベント等は内容の変更や、中止または延期の可能性があります。参加される場合は各問い合わせ先へ確認をお願いします。

また、イベント等の会場では手指消毒、マスク着用、検温、連絡先の確認などにご協力ください。